

水質汚濁防止法・鳥取県条例の排水基準

平成25年4月
境港市下水道課

1. 工場排水等の主な排水基準 ()内は日間平均

排水方法・放流先		自社処理		(参考)境港水産加工 汚水処理場
		美保湾	中海・境水道	
排水 基準	生物化学的酸素要求量(BOD)	— —	— —	1,000mg/L以下
	化学的酸素要求量(COD)	160mg/L以下 (120mg/L以下)	160mg/L以下 (15~50mg/L以下)	400mg/L以下
	浮遊物質(SS)	200mg/L以下 (150mg/L以下)	200mg/L以下 (150mg/L以下)	450mg/L以下
	窒素	—	(15~50mg/L以下)	—
	りん	—	(1~5mg/L以下)	—

※県条例の上乗せ基準では、日平均排水量25m³以上が対象です。

※美保湾に放流する場合は、パルプ製造業、木材化学工業に上乗せ基準あり。(下表2)

※中海、境水道に放流する場合は業種等によって異なる上乗せ基準あり。(下表3)

2. 美保湾における鳥取県条例の上乗せ基準(抜粋)

特定事業場の区分	1日当りの平均的 な排出水量 (m ³)	項目及び許容限度					
		生物化学的酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
パルプ製造業及び木材化学工業に係る特定事業場	25以上50未満	160	120	160	120	200	150
	50以上	120	90	120	90	60	50

3. 中海・境水道における鳥取県条例の上乗せ基準(抜粋)

特定事業場の区分	1日当りの平均的 な排出水量 (m ³)	項目及び許容限度						
		化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)		窒素含有量 (mg/L)	りん含有量 (mg/L)	
		最大	日間平均	最大	日間平均	日間平均	日間平均	
既設 事業場	畜産・水産食料品、動物系飼料、有機系肥料、動植物油脂製造業に係る特定事業場	25以上1,000未満	160	50	200	150	50	5
		1,000以上	160	50	200	150	30	3
	その他の特定事業場	25以上1,000未満	160	30	200	150	25	4
		1,000以上	160	20	200	150	15	3
新設 事業場	畜産・水産食料品、動物系飼料、有機系肥料、動植物油脂製造業に係る特定事業場	25以上1,000未満	160	40	200	150	20	3
		1,000以上	160	40	200	150	20	2
	その他の特定事業場	25以上1,000未満	160	30	200	150	20	3
		1,000以上	160	20	200	150	15	2